

Ⅲ 医療法人設立認可申請書様式

(様式1)

医療法人設立認可申請書

平成 年 月 日

川崎市長 ○○○○ 殿

設立代表者個人の住所を記載してください。

法人名・設立代表者名にはふりがなをふってください。

住 所

申請者 医療法人 ○○会

設立代表者 ○○○○



電 話 ()

設立代表者個人の
実印を押してください。

医療法第44条及び同施行規則第31条の規定に基づき、次のとおり医療法人を設立したいので申請します。

1 名 称

2 主たる事務所の所在地

3 開設しようとする診療所の名称及び開設場所

注1. 日付欄は空欄にすること。

注2. 住所は印鑑登録証明書と同じ表記にすること。

社団医療法人の定款例	備考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>(名称) 第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本社は事務所を神奈川県川崎市〇〇区〇〇町〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 〇〇診療所神奈川県川崎市〇〇区〇〇町〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第3章 基金</p> <p>(募集) 第5条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>(返還義務) 第6条 本社は、基金の拠出者に対して、本社と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>(返還手続き) 第7条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。 2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 (1) 基金（代替基金を含む。） (2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 3 前項の規定に違反して本社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社に対</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めてください。 ・ビルの一室を事務所とする場合は、階数（部屋番号）まで定めてください。（ビル名も定めることが望ましい。） ・複数の診療所を開設する場合は、すべてこれを記載してください。また、開設する診療所が1箇所の場合は第2条の事務所と所在地は原則として同じにしてください。 ・ビルの一室を診療所とする場合は、階数（部屋番号）まで定めてください。（ビル名も定めることが望ましい。） ・取り崩すことができない科目をすべて掲げてください。

<p style="text-align: center;">社団医療法人の定款例</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。</p> <p>(返還に係る債権)</p> <p>第8条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。</p> <p>(代替基金)</p> <p>第9条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。</p> <p>2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第10条 本社の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第11条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第12条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</p> <p>(予算の議決)</p> <p>第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>・土地・建物等を拠出（寄附）される場合は、これを基本財産とすることが望まれます。この場合、定款に基本財産の条項を挿入する必要があります。</p> <p>・任意に1年間を定めても差し支えありません。（法第53条参照）</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>(決算の承認)</p> <p>第15条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を川崎市長に届け出なければならない。</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第16条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 社員</p> <p>(社員資格の取得)</p> <p>第17条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>(社員資格の喪失)</p> <p>第18条 社員は、次に掲げる事由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>(退社)</p> <p>第19条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、(理事長に届け出て、社員総会の承認を得て)退社することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 社員総会</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回、3月及び5月に開催する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社</p>	<p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えありません。</p> <p>・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年2回以上開催します。</p> <p>・5分の1を下回る割合を定めることも可能です。</p> <p>・招集の通知は、定款で定めた方法により行いま</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>員に通知しなければならない。</p> <p>(議長の選任)</p> <p>第 21 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。</p> <p>(議決事項)</p> <p>第 22 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>(3) 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>(4) 重要な資産の処分</p> <p>(5) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(6) 社員の入社及び除名</p> <p>(7) 本団体の解散</p> <p>(8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定</p> <p>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</p> <p>(議決の方法)</p> <p>第 23 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p> <p>(議決権及び選挙権)</p> <p>第 24 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>(書面議決及び代理人)</p> <p>第 25 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>(議決権のない場合)</p> <p>第 26 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 27 条 社員総会の議事については、次の事項の内容を記載（又は記録）した議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 社員の現在数及び氏名</p>	<p>す。書面のほか電子的方法によることも可能です。</p> <p>・ 社員総会の議事録は、電磁的記録によって作成することも可能です。(法施行規則第 31 条の 3 の 2、第 31 条 3 の 3 及び第 31</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>(3) 出席社員の数及び氏名</p> <p>(4) 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名</p> <p>(6) 出席した理事又は監事の氏名</p> <p>(7) 議長の氏名</p> <p>(8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(9) その他法令で定める事項</p> <p>2 議事録には議長及び議事録署名人が、署名（若しくは記名押印又は電子署名）する。ただし、議事録署名人は、社員総会において出席社員のうちから選出する。</p> <p>(細則)</p> <p>第28条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 役員</p> <p>(役員の種類及び定数)</p> <p>第29条 本社団に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上5名以内 うち 理事長 1名</p> <p>(2) 監事 1名</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p>3 本社団の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、川崎市長の認可を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>(役員職務及び権限)</p> <p>第31条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は、本社団の業務を執行し、</p> <p>(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本社団の財産の状況を監査すること。</p>	<p>条3の4参照)</p> <p>・電子署名：法施行規則第31条の5の5参照</p> <p>・役員は、理事3名以上及び監事1名以上を置くことが原則です。(法第46条の5第1項)</p> <p>・理事の職への再任を妨げるものではありません。</p> <p>・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできません。</p>

<p style="text-align: center;">社団医療法人の定款例</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを川崎市長、社員総会又は理事会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</p> <p>(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>（役員任期）</p> <p>第32条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>（役員解任）</p> <p>第33条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p>（役員報酬等）</p> <p>第34条 役員報酬等は、</p> <p>（例1）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</p> <p>（例2）理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</p> <p>（例3）理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</p> <p>（競業及び利益相反取引の制限）</p> <p>第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引</p> <p>(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>（責任の一部免除又は限定）</p> <p>第36条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に</p>	<p>・ 3分の2を上回る割合を定めることもできます。</p> <p>・ 役員報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要があります。</p> <p>・ 定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えありません。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定めます。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではありません。</p> <p>・ 本条を規定するか否かは</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本会社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(職務)</p> <p>第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本社の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職 (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定 <p>(招集)</p> <p>第39条 理事会は、</p> <p>(例1) 各理事が招集する。</p> <p>(例2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p> <p>(議長)</p> <p>第40条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>(理事会の決議)</p> <p>第41条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき</p>	<p>任意です。</p> <p>・原則、各理事が理事会を招集しますが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができます。</p> <p>・1週間を下回る期間を定めることもできます。</p> <p>・過半数を上回る割合を定めることもできます。</p> <p>・本項を規定するか否かは任意です。</p>

<p style="text-align: center;">社団医療法人の定款例</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p>は、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 42 条 理事会の議事については、次の事項の内容を記載（又は記録）した議事録を作成し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 理事及び監事の現在数及び氏名</p> <p>(3) 出席した理事及び監事の数及び氏名</p> <p>(4) 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</p> <p>(7) その他法令で定める事項</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名（若しくは記名押印又は電子署名）する。</p> <p>(細則)</p> <p>第 43 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 定款の変更</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 44 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、川崎市長の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 解散、合併及び分割</p> <p>(解散)</p> <p>第 45 条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の議決</p> <p>(3) 第 4 条に掲げる診療所のすべてを廃止したとき</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 社員の欠亡</p> <p>(6) 破産手続開始の決定</p> <p>(7) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の議決をすることができない。</p> <p>3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、川崎市長の認可を受けなければならない。</p> <p>4 第 1 項第 4 号又は第 6 号の事由によって本会社が解散した場合には、川崎市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(清算人)</p> <p>第 46 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散</p>	<p>・ 理事会の議事録は、電磁的記録によって作成することも可能です。(法施行規則第 31 条の 5 の 4 及び第 31 条の 5 の 5 参照)</p> <p>・ 署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可能です。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、前条第1項第3号又は第5号の事由によって本社団が解散した場合には、川崎市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の終了</p> <p>(2) 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>(3) 残余財産の引渡し</p> <p>(残余財産)</p> <p>第47条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1) 国</p> <p>(2) 地方公共団体</p> <p>(3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者</p> <p>(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)</p> <p>(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの</p> <p>(合併)</p> <p>第48条 本社団は、総社員の同意があるときは、川崎市長の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。</p> <p>(分割)</p> <p>第49条 本社団は、総社員の同意があるときは、川崎市長の認可を得て、分割することができる。</p> <p style="text-align: center;">第11章 雑 則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第50条 本社団の公告は、</p> <p>(例1) 官報に掲載する方法によって行う。</p> <p>(例2) ○○新聞に掲載する方法によって行う。</p> <p>(例3) 電子公告(ホームページ)によって行う。</p> <p>(例3の場合)</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報(又は○○新聞)に掲載する方法によって行う。</p> <p>(他法との関係)</p> <p>第51条 この定款に定めがない事項については、医療法、民法その他の法令による。</p> <p>(施行細則)</p>	

<p style="text-align: center;">社団医療法人の定款例</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p>第 52 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 ○ ○ ○ ○</p> <p>理 事 △ △ △ △</p> <p>同 △ △ ○ ○</p> <p>監 事 □ □ □ □</p> <p>第 2 条 本社団の最初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立の日から平成○年○月○日までとする。</p> <p>第 3 条 本社団設立当初の役員の任期は、第 32 条第 1 項の規定にかかわらず、平成○年○月○日までとする。</p>	<p>・ 法第 44 条第 4 項参照。</p> <p>・ 設立の日から 1 年以内の日付を設定してください。</p> <p>・ 設立の日から 2 年以内の日付を設定してください。</p>

(様式2)

設立趣意書

- 1 開設からの発展経過（理事長の履歴書との整合性に注意し、文章化する。）
 - ・ 診療所の開設年月
 - ・ 開設当時の外来患者数（一日平均）
 - ・ 現在の外来患者数（一日平均）
 - ・ 入院設備があれば現在の入院患者数等について記載する。
- 2 法人の設立意図（文章化する）


（例）

 - ・ ○○学校の学校医、予防接種、○○休日急患診療所の運営等の公的活動を通じて地域医療に貢献してきた。
 - ・ 今後もこれらが続けるとともに、医業と家計の分離を図り経営の近代化を目的として法人化する。
 - ・ 法人の名称の由来
- 3 事業内容（開設しようとする診療所の概要との整合性に注意）

（例）

従業者数	医 師（常勤）	2 人、	看護師（非常勤）	2 人
	准看護師（常勤）	1 人、	事務員（常勤）	2 人
診療科目	○○科、△△科			
診 療 日	月曜日 ～ 土曜日			
- 4 事業計画

初年度（平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日）
 （例）常勤看護師を雇用し、診療体制を強化する。
 次年度（平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日）
 （例）エックス線装置を更新する。更新に要する費用は、○○万円を予定している。
- 5 当診療所において平成○年○月○日開催の設立総会において次の事項を確認して医療法人設立に賛同する。
 - ①医療法人設立趣旨承認
 - ②社員確認
 - ③定款承認
 - ④拠出（寄附）申込み及び設立時の財産目録承認
 - ⑤初年度及び次年度の事業計画案並びにこれに伴う予算案承認
 - ⑥役員及び管理者選任
 - ⑦設立代表者選任
 - ⑧本法人の開設する診療所の建物を賃借する契約の承認

平成 年 月 日 （設立総会開催年月日とすること）
 医療法人○○会 設立代表者 ○○○○ 

注：事業計画は、45 ページの設立後2年間の事業計画の内容を要約して記載すること。

(様式3)

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録
(平成 年 月 日現在)

1. 資産額	円
2. 負債額	円
3. 純資産額	円

(内訳)

科 目	金 額 (単位: 円)
A. 基本財産 土地 建物 その他	
B. 通常財産 流動資産 預 金 医業未収金 医 薬 品 その他の流動資産 有形固定資産 土 地 建 物 医療用器械備品 車両船舶 その他の有形固定資産 無形固定資産 電話加入権 その他の無形固定資産 その他資産 保証金 (土地)	
C. 資産合計 (A + B)	
D. 負債合計	
E. 純資産額 (C - D)	

注: 科目欄は、必要に応じて加除しても結構です

設立財産目録の明細書

A. 基本財産

土地

所在地	面積	評価額	拠出(寄附)者氏名
	m ²	円	

※ 不動産の鑑定書を添付

建物

所在地	延面積	評価額	拠出(寄附)者氏名
	m ²	円	

※ 不動産の鑑定書を添付

B. 通常財産

預金

預金先	種類	口数	金額	拠出(寄附)者氏名
〇〇銀行〇〇支店	普通預金	1	円	
△△銀行△△支店	定期預金	1	円	
小計			円	

※ 銀行等の預金残高証明を添付(拠出(寄附)額以上の残高があれば可)

医業未収金

種類	月分	評価額	拠出(寄附)者氏名
社会保険診療報酬	〇月分、△月分	円	
国民健康保険診療報酬	〇月分、△月分	円	
小計		円	

※ 銀行等への振込通知書の写しを添付

医薬品等

品名	規格数量	評価額	拠出(寄附)者氏名
医薬品 診療材料	(別紙明細)	円 円	
小計		円	

医療用器械備品

品名	規格数量	評価額	拠出(寄附)者氏名
エックス線装置	1	円	
電気メス	1	円	
小計		円	

※ 減価償却一覧表、評価書を添付

車両船舶

品名	規格数量	評価額	抛出(寄附)者氏名
		円	

※ 減価償却一覧表、評価書を添付

電話加入権

局番	番号	評価額	抛出(寄附)者氏名
		円	

その他

品名	規格数量	評価額	抛出(寄附)者氏名
保証金(土地)		円	

※ その他の例としては敷金、保証金などが考えられる。必要に応じ評価書を添付。

(作成上の注意)

- 現金以外の財産の抛出(寄附)について、詳細に記載すること。
(主な現物抛出(寄附)財産の種類と評価額)
 預金 残高証明の額の範囲
 医業未収金 前年実績等からの推計値
 医薬品、材料等 帳簿価格
 不動産、借地権 不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額
 建物(その付属設備を含む) 減価償却した簿価
 医療用器械備品(その付属設備を含む) 減価償却した簿価
 その他の器械備品(その付属設備を含む) 減価償却した簿価
 電話加入権 時価
 保証金等 契約書の金額
 (契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額)
- 2以上の施設を所有(開設)する場合は、それぞれの施設ごとに区分し、小計を付すこと。
- 有形固定資産(非償却資産を除く。)については、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を評価額とすること。その際、各資産ごとに取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類を添付すること。(確定申告時に使用する電算様式を使用しても差し支えない。)
- 社団である医療法人を設立する際の現物抛出について、その価額の総額が5百万円以上の場合は、現物抛出財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物抛出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。)が必要であること。

[記載例]
 抛出額の合計は、XX,XXX,XXX円とする。
 上記抛出金額は相当な金額であることを証明します。
 平成 年 月 日
 職名 氏名 印

設立時の負債内訳書

(借入れに係わるもの)

(様式4)

借入先	借入年月日	借入金額	借入金の使途		返済額	未返済額		1月当返済額	拠出者
			拠出財産	その他		負債引継額	その他		
〇〇〇銀行 〇〇〇支店	年 月 日	〇〇〇円	エックス線 装置 〇〇〇円	運転資金 〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇 円	〇〇円	
		計			計	計	計	計	

※医療法人設立に際し引継ぐ借入金額の計算書(例)を添付。

(リース物件に係わるもの)

リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価格相当額	既支払額	負債引継額	1月当リース料	拠出者
〇〇リース株式会社	心電計 (型式)	1	年 月 日 ～ 年 月 日	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	
				計	計	計	計	

(作成上の注意)

1. 現物拠出(寄附)財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができる。ただし、運転資金に係る金銭拠出(寄附)に要した費用については、医療法人に引き継ぐことができないこと。

よって、借入金の一部を医療用器械備品等の取得に当てた場合は、未返済額を按分して引継ぎ可能な負債額を求めること。

(例) 未返済額900万円×医療用器械備品等の取得に当てた費用800万円/当初借入金1,000万円=引継ぎ可能な負債額720万円

また、当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に当てたが、その後借換えを行ったため、拠出(寄附)財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

(例) 当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ400万円を含め新たに1,000万円の借入れを起こし、現在の未返済額が300万円である場合(借換え借入金のうち新規400万円は、運転資金に消費したものとする。)

借換え借入金未返済額300万円×当初借入金の未返済額600万円/借換え借入金1,000万円=引継ぎ可能な負債額180万円

2. 負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられること。
(借入に係わるもの)
金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合）
(リース物件（ファイナンス・リース契約によるものに限る。）で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合）
リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（リース物件を法人に引継ぐ場合）
3. 上記の添付書類は一般例として示したものであり、個々の負債の内容により、それを証する書類が異なることはあり得る。

医療法人設立に際し引継ぐ借入金額の計算書（例）（借入れに係わるもの）

① 平成〇年〇月〇日に借入れた金額

〇〇銀行 □□支店	10,000,000円
計	10,000,000円

医療法人設立に際し抛出（寄附）する設備投資等に要した額

建 物（平成×年×月×日支出）	8,000,000円	（支払先（株）△△△）
保証金（平成△年△月△日支出）	5,000,000円	（支払先 ○○○○）
計	13,000,000円	

現在の借入金額	6,000,000円
計	6,000,000円

※医療法人設立に際し引継ぐ借入金額

$$13,000,000円 \div 10,000,000円 \times 100 = 130\% \rightarrow 100\%$$

$$6,000,000円 \times 100\% = \underline{6,000,000円}$$

② 平成〇年〇月〇日に借入れた金額

◎◎銀行 △△支店	2,100,000円
計	2,100,000円

医療法人設立に際し抛出（寄附）する設備投資等に要した額

超音波洗浄機（平成×年×月×日支出）	200,000円	（支払先(株)□□）
ユニット3台（平成△年△月△日支出）	1,000,000円	（支払先(株)◎◎◎◎）
計	1,200,000円	

現在の借入金額	1,000,000円
計	1,000,000円

※医療法人設立に際し引継ぐ借入金額

$$1,200,000円 \div 2,100,000円 \times 1,000,000円 = \underline{571,428円}$$

注1：複数の借入がある場合は、それぞれについての引継額の合計が、全体の借入総額となる。

注2：支出日は、借入日より後の日付であること。

注3：借入金の借換えがある場合には、その借換え経過を証明する書類を添付すること。

(様式5)

(借入金を法人に引継ぐ場合の証明書例)

平成 年 月 日

(金融機関名)

(代表者名) 殿

住 所

氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する △△△診療所は、このたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が △△△診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴〇〇との間に締結した平成〇年〇月〇日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金〇〇〇円也(平成〇年〇月〇日現在額金〇〇〇円也)及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立のうへは同法人に引継ぎたく、川崎市長に設立認可申請書を提出するに当たり、貴〇〇のご証明及びご承認を得たく願います。

上記の件証明及び承認します。

平成 年 月 日

所在地

金融機関名

代表者名

印

(作成上の注意)

この様式は参考であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。

借入金の一部のみを引き継ぐ場合は、「債務当初元金 円也のうち債務当初元金 円也及びこの債務から生ずる一切の債務」とする。この場合、引継ぎ可能な借入金の額は、33頁で確定した引継ぎ可能な借入金（負債引継額の欄）の額と一致する。

(様式6)

(リース物件を負債として引継ぐ場合の証明書例)

平成 年 月 日

(リース会社名)

(代表者名) 殿

住 所

氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する △△△診療所は、このたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し、同法人が △△△診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴〇〇との間に締結した平成〇年〇月〇日付リース契約証書による債務元金 円也 (平成〇〇年〇〇月〇〇日現在額金 円也) 及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、川崎市長に設立認可申請書を提出するに当たり、貴〇〇のご承認を得たくお願いします。

上記の件承認します。

平成 年 月 日

所在地

リース会社名

代表者名

印

※ リース契約書の写し等を添付すること。

(様式6-2)

(リース契約を賃貸借契約として引継ぐ場合の証明書例)

平成 年 月 日

(リース会社名)

(代表者名) 殿

住 所

氏 名

印

リース契約引継承認願

私の開設する △△△診療所は、このたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し、同法人が △△△診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴〇〇との間に締結した平成〇年〇月〇日付リース契約書（契約番号〇〇〇〇〇）の賃借人の名義を、前記の法人設立のうへは同法人に引継ぎたく、川崎市長に設立認可申請書を提出するに当たり、貴〇〇のご承認を得たくお願いします。

上記の件承認します。

平成 年 月 日

所在地

リース会社名

代表者名

印

※ リース契約書の写し等を添付すること。

(様式7)

開設しようとする診療所の概要

名 称						
所在地		電 話	()	-		
所管保健所名						
診療科目						
病床数	床					
管 理 者	氏 名					
	医 籍 第 号 (年 月 日登録)					
職 員	職 種	現 員		職 種	現 員	
		常 勤	非常勤		常 勤	非常勤
	医 師 歯 科 医 師 看 護 師 准 看 護 師 歯 科 衛 生 士 看 護 補 助 者 薬 剤 師 栄 養 士 診療放射線技師 診療 X 線技師	人	人	臨 床 検 査 技 師 衛 生 検 査 技 師 歯 科 技 工 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 ・ ・ 事 務 員	人	人
		合 計				
診 療 日	日曜日及び祝祭日を除く毎日					
診 療 時 間	月～金 午前〇時から〇時まで 午後〇時から〇時まで 土 午前〇時から〇時まで					
非 常 勤 医 師 の 勤 務 状 況	〇〇〇〇 (内科、小児科) 月 午前〇時から午後〇時まで □□□□ (宿直) 火、木 午後〇時から午前〇時まで					

注 1. 現員欄は、常勤と非常勤、職種別に分けて記入すること。

2. 次の書類を添付すること。

(1) 周辺の概略図 (51 頁の説明を参照)

(2) 診療所の敷地図 (ビルの一室で開設する場合はフロアの平面図)

(3) 診療所の平面図

3. 療養病床を有しない診療所は、この様式による。

4. 土地、建物を賃貸借する場合は下記の書類

(1) 賃貸借契約書 (写し)

(2) 覚書…従来個人で契約している不動産を、法人が引き続き賃借する場合 (45 頁を参照)

(3) 不動産登記の登記事項証明書

(4) 不動産を法人関係者から賃借する場合は賃借料の算出根拠資料を添付 (44 頁を参照)

(様式8)

履 歴 書

現住所

ふ り が な
氏 名

生年月日

学 歴 (概ね高校以上)

医師 (歯科医師) については医師 (歯科医師) 免許証番号、登録年月日を記載すること。
その他の有資格者についても、免許証番号、登録年月日を記載すること。

職 歴

(できるだけ詳細に記入し、開設・経営上利害関係のある営利法人等の役職員を兼務する場合は、その法人名及び役職についても記入すること)

賞 罰 (ない場合はなしと記入すること)

以上のとおり相違なく、医療法人の役員としての欠格事由には該当しません。

平成 年 月 日

氏 名



注1. 設立者及び役員全員が作成すること

2. 他の医療法人及び営利法人の役員の職についている場合は必ず職歴欄に記載すること。
3. 印鑑登録証明書を添付すること
4. 現住所は印鑑登録証明書と同じ表記にすること。
5. 開設・経営上利害関係にある営利法人の役員等の役職員を兼務する場合は、兼務する営利法人等の規模が確認できる書類 (役員名簿等) を添付すること。

(様式9)

平成 年 月 日

医療法人〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇〇 殿

理事長
理 事
理 事
理 事
理 事
監 事



役員就任承諾書

私達は医療法人〇〇会設立のうえは、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

注：履歴書を添付すること。(40 頁の記載例を参照)

(様式10)

平成 年 月 日

医療法人〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇〇 殿

氏 名



管理者就任承諾書

平成 年 月 日開催の医療法人〇〇会の設立総会において、医療法人〇〇会が開設しようとする△△△診療所の管理者に選任され、その就任を承諾します。

注：医師免許証の写しを添付すること。(保健所の原本証明は不要)

(様式11)

役員及び社員の名簿

(平成 年 月 日現在)

	氏名	生年月日	住所	職業	拠出(寄附)額	理事長との関係
役員名	理事長 理事 〃 〃 監事					
	計名	—	—	—	円	—
社員名						
	計名				円	

(作成上の注意)

1. 財団である医療法人については、社員名欄を評議員に変えて記載すること。
2. 拠出(寄附)額は、純資産額を記載すること。

(設立しようとする医療法人と医療法人の役員等が不動産賃貸借契約を締結する場合)

(様式 12)

近傍類似について

	所在地	月額賃料 (A)	延べ床面積 (B)	m ² 当たりの単価 (A) / (B)
当該物件		円	m ²	円
参考物件 1				
参考物件 2				
参考物件 3				

添付書類

- 1 当該物件と参考物件の位置関係が分かる明細地図等 (当該物件と参考物件をラインマーカーで明示すること。)
- 2 参考物件の根拠資料 (住宅情報誌の写し等)

(建物等不動産賃貸借契約を引き継ぐ場合の覚書の例)

(様式13)

覚 書

〈記入例〉

〇〇不動産（以下「甲」という。）と、〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した平成〇〇年〇〇月〇〇日付け賃貸借契約（以下「契約書」という。）の乙の表示に関し下記のとおり取り決めた。

記

契約書における乙の表示は、乙が川崎市長に申請中の医療法人の設立が登記された日をもって「医療法人〇〇会」（理事長（氏 名）、（法人の住所））と読み替える。

賃貸借契約期間についても長期間とする。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、当事者各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住 所
会社名
代表者名



乙 住 所（自宅の住所）
医療法人〇〇会
設立代表者



(作成上の注意)

1. 下記の2つの要素を満たすものであれば、「不動産賃貸借契約引継承認書」「念書」「確認書」等その様式、形態を問わないこと。
 - ・賃貸人を個人から法人に引き継ぐための「読替の特約」
 - ・長期間にわたり賃貸借契約を継続することの保証
2. 貸主が複数である場合には、甲欄を連名で作成するか、貸主ごとに作成するかいずれかの方法で構わないこと。
3. 改めて賃貸借不動産契約を締結する場合は、上記1の2つの要素を満たし、設立代表者として契約を締結すること。

(様式14)

設立代表者の原本証明

次の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

- 1 負債残高証明及び債務引継承認書（リース物件引継を含む）
- 2 医師(歯科医師)免許証
- 3 不動産賃貸借契約書
- 4 その他

平成 年 月 日

医療法人〇〇会

設立代表者 ○ ○ ○ ○



注1. 上記書類の中で該当するものに○印をつけてください。

2. 日付欄は空欄にして下さい。後日提出する副本は、連絡された日付を記入してください。

(様式15)

医療法人〇〇会設立総会議事録

- 1 日 時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 場 所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇〇〇〇 に於いて
- 3 出席者の住所及び氏名
- 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇 〇〇
- 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇 〇〇
- :
- 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇 〇〇

4 議 事

医療法人〇〇会を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。議長を選出すべく、全員で互選したところ〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席につき、〇時〇分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者□□□□は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人〇〇会設立趣意書」案のとおり述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が川崎市長の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 定款承認の件

議長は、本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 拠出(寄附)申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、拠出(寄附)を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり拠出(寄附)したい旨の申込みがあった。

(氏名)	建 物	(拠出(寄附)金額)	円
	預 金		円
	医 薬 品		円
	機械器具		円
(氏名)	預 金		円
(氏名)	預 金		円
	合 計		円

(※以下、拠出金に関する事項については、寄附の場合は記載不要。)

また、□□□□は発言し、当該拠出金に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人〇〇会設立認可後〇〇年間が経過した後に、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産に係る拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価格をもって返還すること。

医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金を返還することができないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

また、□□□□は発言し、建物の建設資金として〇〇銀行から借入金があり現在〇〇円の借入残金があるが、建物を拠出(寄附)するに際し、この残金の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引継ぎたいと述べた。

また、〇〇リース会社からのファイナンス・リース契約によるリース物件である医療用器械器具があり現在〇〇円のリース料が残金となっているが、法人設立の際はリース取引に係る会計基準を採用することとし、この残金の支払いを債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、前記の拠出(寄附)金及び債務引継の件について全員に諮ったところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金〇〇円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は、金〇〇〇円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第5号議案 平成〇年度及び平成〇年度の事業計画案並びに収支予算案承認の件

議長は発言し、平成〇年度及び平成〇年度の事業計画案並びにこれに伴う予算案を一同に示すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第6号議案 役員及び管理者の選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決した定款に規定されているところに従い、本法人の役員及び管理者を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選任された。

理事 ○ ○ ○ ○ (△△△診療所管理者)

同 △ △ △ △

同 △ △ ○ ○

監事 □ □ □ □

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のように互選された。

理事長 ○ ○ ○ ○

選任された者は、この就任を承諾した。

第7号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で川崎市長に申請することとなっているが、ここで設立代表者を1名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者 ○ ○ ○ ○

選任された者は、これを承諾した。

第8号議案 本法人の開設する（診療所名を入れる）の土地を賃借する契約の承認の件

議長は発言し、現在設立者□□□□氏が個人で開設している△△△診療所の建物○○㎡を同氏が抛出(寄附)することとなったが、土地については所有者○○○○氏から賃借しているので、本法人を設立するに際し、所有者と本法人設立代表者とが覚書を締結する必要があることを述べ、覚書案を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上をもって医療法人○○会の設立に関するすべての議事を終了したので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が記名押印する。

設 立 者	○ ○ ○ ○	○ 印
同	△ △ △ △	○ 印
同	△ △ ○ ○	○ 印
同	□ □ □ □	○ 印

注1. 本議事録は参考例であるので、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。

2 役員は理事3人以上、監事1人以上とすること。

3 理事の中には原則として法人の開設する医療施設の管理者を全て入れること。

(様式16)

(病院、療養病床を有する診療所の概要記載例)

開設しようとする診療所(病院)の概要

名 称						
所在地				電 話	() -	
所管保健所名						
診療科目						
病床数	床					
管 理 者	氏 名					
	医 籍 第 号 (年 月 日登録)					
職 員	職 種	定 員	現 員	職 種	定 員	現 員
	医 師 歯 科 医 師 看 護 師 准 看 護 師 歯 科 衛 生 士 看 護 補 助 者 薬 剤 師 栄 養 士 診療放射線技師 診療 X 線技師 臨床検査技師 衛生検査技師	人	常勤 人 非常勤 人	歯 科 技 工 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 ・ ・ ・ ・ 事 務 員 労 務 員	人	人
	合 計					
敷 地	m ² (うち借地 m ²) (付近案内図及び平面図添付)					
建 物	延 m ² (構造、用途及び各室の面積を示す図面)					
	鉄筋コンクリート○階建 延 m ² (外来、管理棟)					
	① 診 療 室	○室				m ²
	内 科					m ²
	外 科					m ²
	○ ○ 科					m ²
	② 処 置 室					m ²
	内 科					m ²
	外 科					m ²
	○ ○ 科					m ²
	③ 調 剤 室					m ²
	④ 手 術 室					m ²

	⑤ 臨床検査室 m² ⑥ エックス線室 m² : : ⑩ 病室 (室) m² ○ ○ 棟 m² ○人×○室= 人 (一般) ○人×○室= 人 (一般) ○人×○室= 人 (一般) ○ ○ 棟 m² ○人×○室= 人 (一般) ○人×○室= 人 (一般) ○人×○室= 人 (一般) : ○ 事 務 室 m² ○ 医 局 m² ○ 医療宿直室 m² 医 師 m² 看 護 師 m² そ の 他 m² ○ 厨 房 m² ○ 洗濯施設 m² : ○ 従業員宿舎 m² 医 師 用(所在地) ○戸 (室) 看護師用(所在地) ○戸 (人用) :
診 療 日	日曜日及び祝祭日を除く毎日
診療時間	月～金 午前○時から○時まで 午後○時から○時まで 土 午前○時から○時まで
非常勤 医師の 勤務状況	○○○○ (内科、小児科) 月 午前○時から午後○時まで □□□□ (宿直) 火、木 午後○時から午前○時まで

- 注 1. 現員欄は、常勤と非常勤（常勤換算後の数）、職種別に分けて記入すること。
 2. 次の書類を添付すること。
 (1) 周辺の概略図—最寄りの駅、主要道路、目標も記入すること。
 (2) 敷地図
 ア 地積図であることが望ましい。
 イ 抛出(寄附)者が2人以上又は抛出(寄附)と借地がある場合には朱線等で明確に区分すること。
 (3) 建物平面図
 ア 構造、出入口、用途などがわかるようなものであること。
 イ 縮尺は任意であるが、100～200分の1程度が望ましい。
 ウ 抛出(寄附)者が2人以上又は抛出(寄附)と借地がある場合には朱線等で明確に区分すること。
 3. 病院及び療養病床を有する診療所は、この様式による。

(様式17)

設立後2年間の事業計画

初年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

次年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

- 注1. 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込等該当するものを箇条書きにすること。
2. この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。
3. 設立趣意書の事業計画と一致させること。

設立後2年間の予算書

(収入予算額総括表)

(単位:千円)

科 目	初年度 (か月)	次年度	対医業収入比 (%)	
			初年度	次年度
医 業 収 入 入 院 収 入 外 来 収 入 そ の 他 医 業 外 収 入 借 入 金 抛 出 金 等 前年度繰越金			100.0	100.0
計				

(支出予算額総括表)

(単位:千円)

科 目	初年度 (か月)	次年度	対医業収入比 (%)	
			初年度	次年度
医 業 費 用 医 業 外 費 用 施 設 整 備 費 施 設 整 備 費 医 療 機 器 購 入 費 借入金(元金)返済 法 人 税 等 翌年度繰越金				
計				

(運転資金)

(単位:千円)

必 要 額	準 備 額	内 訳	抛出金等	
			窓口収入	

(作成上の注意)

1. 事業計画書の内容と一致させること。
2. 対医業収入比欄には、各科目毎に各年度毎の医業収入比を記入すること。(小数点2位四捨五入)
3. 「抛出金等」は、財産目録(30頁)のうち、「預金」及び「医業未収金」を合算したものであること。
4. 法人税等(租税公課)は、発生主義に則って記載すること。
よって、実際の納税は翌年度になる場合であっても、税金相当額は初年度に計上すること。
5. 運転資金「準備額」は、「必要額」と同額かそれ以上であること。
6. 運転資金「必要額」の求め方
必要額=初年度支出(医業費用+医業外費用+借入金(元金)返済)の2か月分
7. 運転資金「準備額」の求め方
準備金=現物抛出財産(預金+医業未収金)+窓口収入の2か月分

予算明細書

初（次）年度

	1日平均	1ヵ月平均	1年
入院患者数	人	人	人
外来患者数	人	人	人

注1. 入院患者数（1年）＝入院患者数（1日平均）×365（366）日とする。

2. 外来患者数（1年）＝外来患者数（1ヵ月平均）×12とする。

3. 初年度が1年に満たない場合は、実月数で計算する。

(収入)

科 目	金額（千円）	内 容 説 明
医 業 収 入		
入院収入		
自費収入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
室料差額収入		平均 円×年間 人
外来収入		
自費収入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
文 書 料		診断書発行 円×年間 件等
そ の 他		集団検診料等
医 業 外 収 入		
受 取 利 息		預託金の利息
そ の 他		従業員などの給食収入等
借 入 金		銀行などからの借入金
抛 出 金 等		預金、医業未収金の合計
前年度繰越金		（次年度のみ）
計		

(作成上の注意)

1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該支出を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
2. 内容説明欄において、入院・外来それぞれの自費患者数と社保患者数の合計が、「入院・外来患者数表」の1年間の患者数と一致すること。
3. 自賠法、労災法等による診療報酬は、自費収入に入れること。
4. 収入については、初年度は抛出金はあるが、次年度はこれがなく（抛出（寄附）があれば別）、代わりに前年度繰越金が入る。
5. 初年度、次年度の2年分作成すること。
6. 開設する医療施設ごとに収入内訳書を作成すること。

(支出)

科 目	金額 (千円)	内 容 説 明
医 業 費 用 給 与 費 職 員 給 与 退 職 給 与 引 当 金 法 定 福 利 費 役 員 報 酬 材 料 費 医 薬 品 費 給 食 用 材 料 費 診 療 材 料 費 医 療 消 耗 備 品 費 経 費 福 利 厚 生 費 旅 費 交 通 費 職 員 被 服 費 通 信 費 消 耗 品 費 会 議 費 光 熱 水 費 修 繕 費 賃 借 料 保 険 料 交 際 費 租 税 公 課 そ の 他 委 託 費 そ の 他 医 業 外 費 用 支 払 利 息 そ の 他 施 設 整 備 費 施 設 整 備 費 医 療 機 器 購 入 費 そ の 他 借 入 元 金 返 済 法 人 税 等 翌 年 度 繰 越 金		給与費内訳書の職員給与のとおり 給与費内訳書の役員報酬のとおり 福利施設負担額など法定外福利費 業務のための出張旅費 従業員に支給又は貸与する白衣等 電話料、郵便料金等 事務用品費等 諸会議費等 電気料、ガス料、水道料等 有形固定資産の修繕料 土地、建物等の賃借料 火災保険料等 接待費及び慶弔など交際に要する費用 固定資産税等 検査、給食、寝具、医事、清掃、保守等の委託費 研究研修費、本部費等
計		

(作成上の注意)

1. 初年度、次年度の2年分作成すること。
2. 開設する医療施設ごとに支出内訳書を作成すること。

給与費内訳書

職員給与

(単位：千円)

職 種	常 勤 (名)	1人当り 月額給与	月 額 給与計	年 間 給与計	年間賞与	年間計
	非常勤 (名)					
	計 (名)					
医 師 (歯科医師)						
	計					
看 護 師						
	計					
准看護師						
	計					
薬 剤 師 臨床検査技師 診療放射線技師 等						
	計					
事 務 員						
	計					
そ の 他						
	計					
合 計						
	計					

※ 年度別、施設別に作成すること (2施設の場合は、2施設×2年=4枚)

役員報酬

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤 の別	年 間 報 酬 額
理事長	〇〇 〇〇		円
理 事	〇〇 〇〇		円
：	〇〇 〇〇		円
監 事	〇〇 〇〇		円
合 計			円

(様式18)

委 任 状

私達は、(住所) (氏名) を医療法人○
○会の設立代表者に選任し、本団体の設立に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

住 所	
氏 名	印
住 所	
氏 名	印
住 所	
氏 名	印
住 所	
氏 名	印
住 所	
氏 名	印

注：被選任者を除いて設立者全員が記名押印すること。